

令和8年度石川県立ろう学校高等部入学者募集要項

1 出願資格

(1) 高等部普通科

次のア及びイに該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

ア 令和8年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 高等部専攻科（2年制） 情報デザイン科

特別支援学校高等部（高等学校に準ずる教育課程）若しくは高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ）を卒業又は卒業見込みの者及び高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

各部、各科とも、入学志願者は、石川県に居住（居住予定を含む。）する聴覚障害者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものとする。

2 募集人員

(1) 普通科 第1学年 11人

(2) 専攻科（2年制） 情報デザイン科 第1学年 若干名

3 出願手続

(1) 高等部普通科

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立ろう学校長に提出すること。

ア 入学願書

イ 入学志願者調査書

ウ 志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号・180円分の切手貼付）1部

(2) 高等部専攻科（2年制） 情報デザイン科

以下の書類等を在学又は出身高等学校長を経由して、石川県立ろう学校長に提出すること。

ア 入学願書

イ 入学志願者調査書

ウ 志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号・180円分の切手貼付）1部

ただし、大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験の合格者は、当該試験の成績証明書を提出して調査書に代えることができる。

4 出願期間

令和8年1月6日（火）から同月23日（金）まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。その際、受検票送付用として、宛先を明記した返信用封筒（長形3号・110円分の切手貼付）1部を同封すること。

5 出願先

石川県立ろう学校

〒921-8151 金沢市窪6丁目 218番地

6 入学者選抜

(1) 期　　日

ア　高等部普通科　　令和8年2月17日(火)　　午前9時から

イ　高等部専攻科　　令和8年2月17日(火)　　午前9時から

(2) 場　　所

石川県立ろう学校

(3) 選抜方法

下記により総合判定をする。

ア　高等部普通科　　学力検査(国語、数学、英語)

イ　高等部専攻科　　情報デザイン科

学力検査(国語、数学)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、高等部は、令和8年3月2日(月)正午に、石川県立ろう学校にて受検番号の掲示をもつて行うとともに、本人宛てに発送する。

8 県外からの出願

(1) 出願手続

ア　県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、志願先特別支援学校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

イ　福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項)に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

9 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

ア　次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に申請するものとする。

イ　当該特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

ア　座席の移動	イ　別室受検	ウ　放送による諸注意等の文書による提示
エ　問題用紙の拡大	オ　拡大鏡の使用	カ　車椅子による受検
キ　CDプレーヤーの使用(別室)		ク　「聞くことの検査」の口話法での実施(別室)
ケ　「聞くことの検査」に代わる筆記問題(別室)		コ　漢字にひらがなのルビを振った問題の使用
サ　問題文の読み上げ		シ　その他

10 石川県立特別支援学校高等部入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

石川県立ろう学校高等部の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人及び保護者からの申請に基づき、石川県立ろう学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

- ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、9(2)イによっても受検できなかつた者
- イ 月経随伴症状の体調不良等により、9(2)イによっても受検できなかつた者
- ウ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかつた者

(2) 申請及び審査

ア 申請

- (ア) 志願者の在籍学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和8年2月17日（火）の原則午前9時までに、石川県立ろう学校長に対して電話にて伝える。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等が、石川県立ろう学校長に対して電話等にて伝える。
- (イ) 受検希望者は、令和8年2月18日（水）の原則午後4時までに、志願者の在籍学校長を経由して石川県立ろう学校長へ追検査受検申請書を提出する。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等が、石川県立ろう学校長へ提出する。

イ 審査

- (ア) 石川県立ろう学校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。
- (イ) 石川県立ろう学校長は、令和8年2月19日（木）午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を志願者の在籍学校長に交付する。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等に交付する。
- (ウ) 志願者の在籍学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和8年2月24日（火）午前10時から午前10時30分までの間に石川県立ろう学校において行う。

イ 追検査の内容

面接

(5) 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日（月）正午に、石川県立ろう学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

11 その他

- (1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立ろう学校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、表に「新入生入学願書希望」と朱書きの上、宛先を明記した返信用封筒（角形2号・180円分の切手貼付）1部を同封し、申し込むこと。
- (2) 詳細については、石川県立ろう学校（電話076-242-6218）に問い合わせること。